

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24 - 関東27 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 沖縄総合事務局長

【提出日】 平成24年6月8日

【会社名】 沖縄電力株式会社

【英訳名】 The Okinawa Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石嶺 伝一郎

【本店の所在の場所】 沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

【電話番号】 098(877)2341（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部財務課長 伊藝 育

【最寄りの連絡場所】 沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

【電話番号】 098(877)2341（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部財務課長 伊藝 育

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	平成24年3月1日
効力発生日	平成24年3月9日
有効期限	平成26年3月8日
発行登録番号	24 - 関東27
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 50,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 50,000百万円  
(50,000百万円)

(注) 残額は券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

## 【縦覧に供する場所】

沖縄電力株式会社 東京支社  
（東京都港区南青山一丁目15番9号（第45興和ビル6階））  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
証券会員制法人福岡証券取引所  
（福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	沖縄電力株式会社第22回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	100万円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.996％
利払日	毎年6月25日及び12月25日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成24年12月25日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各25日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成34年6月24日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成34年6月24日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成24年6月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成24年6月22日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

担保	電気事業法第37条に基づく一般担保
財務上の特約（担保提供制限）	該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当条項なし

## （注）

## 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

## (1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R &amp; I」という。）

本社債について、当社はR & IからA A +の信用格付を平成24年6月8日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-3276-3511

## (2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当社はムーディーズからA a 3の信用格付を平成24年6月8日付で取得している。

ムーディーズは、本件信用格付に利用した情報の品質は十分なものであると考えており、その情報は、ムーディーズが信頼に足ると見なした情報ソース（適当と思われる第三者からのものも含む）から入手したものである。しかし、ムーディーズは監査人でなく、あらゆる場合において、格付の過程で受領した情報を独自に検証、監査、立証することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務または債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資または財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、または保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式または方法によっても、これらの格付もしくはその他の意見または情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体またはその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不

足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「信用格付事業」([http://www.moodys.co.jp/Pages/default\\_rating.aspx](http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx))の「プレスリリース」及び同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(3) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S & P」という。）

本社債について、当社はS & PからAA-の信用格付を平成24年6月8日付で取得している。

S & Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関するS & Pの現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS & Pの信用格付は、証券の購入、売却もしくは保有を推奨するもの、または債務の市場流動性もしくは流通市場における価格を示すものではない。

S & Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S & Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S & Pは、当初の格付分析またはサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、または独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S & Pに提供された情報に、不正確な情報もしくは情報の欠落、またはその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S & Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S & Pによる発行体格付または個別債務格付の付与をもって、S & Pが格付付与に際して利用した情報、または当該信用格付もしくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性または適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS & Pが公表する情報へのリンク先は、S & Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S & P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号または別記「利息支払の方法」欄第1項

第(1)号ないし第(3)号の規定に違背したとき、

- (2) 当社が本(注)4ないし本(注)6及び本(注)8の規定に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき、
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき、
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない、
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき、
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき、
- (7) 当社が電気事業法により経済産業大臣より電気事業の許可の取消を受けたとき、またはその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたととき、

#### 4. 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき、
- (2) 重要な資産の上に担保権を設定するとき、
- (3) 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき、
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき、

#### 5. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約証書の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたとときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる、
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する、

#### 6. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する、当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする、
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを、当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出する、金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書につい

ても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が金融商品取引法に基づき作成する臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。

- (3) 当社は、前号に定める報告書及び確認書について金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。

#### 7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

#### 8. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

#### 9. 社債権者集会の招集

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は当会社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）8に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

#### 11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	7,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には残額を引受け 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金30銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,800	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	400	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	400	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	400	
計	-	10,000	-

### (2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	本社債の社債管理手数料については、社債管理者に期中において年間14万円を支払うこととしている。
株式会社琉球銀行	沖縄県那覇市久茂地一丁目11番1号	
株式会社沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地三丁目10番1号	

## 3【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
10,000	34	9,966

### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,966百万円は、平成24年度設備投資予定額48,821百万円、平成24年度長期借入金返済予定額18,517百万円及び平成24年度社債償還予定額10,000百万円の一部として充当する予定である。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月30日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月11日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月11日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月10日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成24年6月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成23年7月1日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（平成24年6月8日）までの間において生じた変更その他の事由を反映し、その全体を一括して記載したものであります。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載した事項を除き、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### 「事業等のリスク」

当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のある主なリスクには、以下のようなものがある。なお、文中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（平成24年6月8日）現在において当社グループが判断したものである。

#### (1) 電気事業制度改革について

当社管内においては、平成16年4月1日から特別高圧のお客さままで自由化範囲が拡大し、対象となるお客さまの比率は、販売電力量で平成24年3月末では約16%となっている。平成19年度の電気事業分科会において、自由化範囲の拡大を含めた制度改革について検討されたが、この時点における自由化範囲の拡大は見送られることとなった。

現在、沖縄県において特定規模電気事業者の新規参入の動きは特にないものの、その動向によっては、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

また、国において議論されている今後のエネルギー政策の見直しの動向により、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

#### (2) 環境問題への対応について

当社は地球温暖化対策を最重要課題のひとつに位置付け、これまで様々な取り組みを行っており、今後とも、低炭素社会の実現に取り組んでいく。

今後環境規制の強化などの動向によっては、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

#### (3) 電気事業以外の事業について

当社グループは、電気事業を核として建設業、IT関連事業、不動産業、分散型電源事業、新工ネ事業等の事業を展開しており、ガス関連事業についても、実施に向けて着実に取り組んでいく。

他事業者との競合の進展など事業環境の変化により、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

#### (4) 経済状況及び天候状況について

当社グループの電気事業における販売電力量は、景気動向や気温の変化によって変動する。

こうした経済状況及び天候状況により、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

#### (5) 燃料価格の変動について

当社グループの電気事業における主要な火力燃料は、石炭・重油・LNGであるため、燃料価格及び外国為替相場等の動向によって燃料費は変動する。

燃料価格及び外国為替相場の変動を電気料金へ反映させる「燃料費調整制度」があるが、燃料価格等が著しく変動した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

#### (6) 金利の変動について

当社グループの有利子負債残高は、平成24年3月末時点で2,197億円であり、今後の市場金利動向により、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

ただし、有利子負債残高の大部分を固定金利で調達していることから、金利変動による業績への影響は限定的と考えられる。

また、格付の変更により当社グループの調達金利が変動し、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

#### (7) 沖縄振興特別措置法等に基づく特別措置について

当社は、沖縄振興特別措置法により、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保するため、資金の確保等に関する特別措置を受けており、これと併せて、沖縄振興開発金融公庫法、同業務方法書等に基づき同公庫から最優遇金利による融資を受けている。

また、当社は、税法上の特別措置（固定資産税の軽減、石炭に係わる石油石炭税の免除）を受けているが、これによる特別措置額は、お客さまに還元されている。

当該制度が撤廃された場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

(8) 自然災害・トラブルの発生について

当社は、これまでも電力設備の災害を防止し、また発生した被害を早期復旧するため、日常的に災害発生原因の除去と耐震環境の整備に取り組んできたが、東日本大震災を踏まえ、「電力の安定供給」という使命の重さをこれまで以上に認識し、災害対策の強化を図っていく。

大規模災害に対する設備等の災害対策の見直しを図るとともに、様々な状況を想定した災害復旧に万全を期すため、実践的・組織的な再検証を進めている。また、総務部に配置していた防災担当を防災室として組織改正し、対応強化に努めている。

しかしながら、台風や地震等による大規模な自然災害や事故等が発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

(9) 個人情報の流出について

当社グループが事業を行うために取得・管理しているお客さまの個人情報については、十分な対策を講じているが、万が一、外部流出により問題が発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

沖縄電力株式会社本店

（沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号）

沖縄電力株式会社 東京支社

（東京都港区南青山一丁目15番9号（第45興和ビル6階））

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

証券会員制法人福岡証券取引所

（福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号）

#### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし